請求額内訳書

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄
	氏　名		

認定 子ども	フリガナ	
	氏　名	

利用年月			在籍する幼稚園・認定こども園（以下「幼稚園等」）の預かり保育事業						認可外保育施設に支払った金額 （ｄ） ※１　※２	一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業に支払った金額 （ｅ） ※１	請求額 （「ｃ＋ｄ＋ｅ」か月額上限額の低い方を記入） ※３　※４	請求額 幼児集団活動施設に支払った金額 ※５
			施設に支払った金額 （ａ）	利用日数		無償化基準額　（ｂ） ９月：（450円×利用日数） 10月以降：（490円×利用日数）	aとbの金額の低い方を記入 （ｃ）					
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
令和　　年		月	円		日	円	円		円	円	円	円
合　　計											円	円

※１　幼稚園等の在籍者で、幼稚園等の預かり保育事業以外に、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の利用費の償還払いを受けることができる場合は、在籍する幼稚園等の預かり保育事業が、「①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満」又は「②年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満」の場合のみです。

※２　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※３　月額上限額は次のとおりです。「ｃ＋ｄ＋ｅ」が月額上限額を超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。
①幼稚園等在籍者で預かり保育を利用する方・・・１７，７００円（９月は１６，３００円）
②幼稚園等に在籍していない・・・４５，７００円（９月は４２，０００円）

※４　月途中で認定期間が終了する又は開始される場合若しくは市町村間の転出入の場合、月額限度額は別紙のとおりとなります。

※５　補助対象経費は、施設に支払った月分の利用料とし、補助金額は、給付年度前３年度の利用料の平均月額に相当する額（１０円未満切捨て）として、その額が２万円を超えた場合は、上限額は２万円となります。（預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動施設との合算はできません）

別紙

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合の月額限度額の計算方法

【1-1】幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業（法第７条第10項第５号に掲げる事業）

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

490円 × 認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数

② 月途中で利用終了の場合の限度額

490円 × 最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数

【1-2】認定こども園・幼稚園・特別支援学校の利用者が預かり保育事業（上記【1-1】）の他に認可外保育施設等（法第７条第10項第４号に掲げる施設又は同項第６号から第８号までに掲げる事業）の利用料が無償化の対象となる場合

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

（1.77万円（※Ａ） × 認定起算日以降のその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数） から【1-1】①の額を控除して得た額

② 月途中で利用終了の場合の限度額

（1.77万円（※Ａ） × 転出日までのその月の平日の日数 ÷ その月の平日の日数） から【1-1】②の額を控除して得た額

【2】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業（法第７条第10項第４号に掲げる施設又は同項第６号から第８号までに掲げる事業）

これら施設等の施設等利用給付は、施設等利用給付認定の期間内であれば利用施設数にかかわらず対象となるため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。（上記【1-2】も同じ。）

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

4.57万円（※Ｂ） × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数

② 月途中で利用終了の場合の限度額

4.57万円（※Ｂ） × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数